

平成二十三年度第一回関東学生法律討論会

<学内予選のお知らせ>

法律討論会とは：

まず、法律討論会に際して、大学教授が法律に関する問題を出題します。出場者（＝論者）はその問題に対しての答え（＝論旨）を法律討論会の当日までに作成します。

実際の会場では、まず、論者は、壇上において自分の論旨を10分間で発表します。1分間の休憩を挟んだ後、次の10分間で他の大学からの質問に順次答えていきます。

「関東学生法律討論会」は、関東学生法学連盟を構成する、慶應義塾大学、駒澤大学、専修大学、中央大学、日本大学、明治大学、立教大学、早稲田大学によって、1年に2度争われます。

この「法律討論会」で優秀な成績を収めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「学部長賞」が与えられます。この「学部長賞」は、ロースクールに進学する際に加点ポイントとなり、ロースクールへの進学が非常に有利になります。また、就職をする際にも活用できるものです。

以下が、平成二十三年度第一回関東学生法律討論会の問題です。

問題	分野	民法
以下のような場合におけるB・E・F・Gの法律関係について検討しなさい。		
ある総合運動施設の建設について、Aから注文を受けたBは、その一部の建物の建築工事についてCとの間で下請契約を締結した（以下では、この契約をもって「本件建築請負契約」とする）。本件建築請負契約代金は4000万円であり、BがCに対し、着工時に2000万円（支払い①）、基礎工事完了時に500万円（支払い②）、目的物完成・引渡し時に1500万円（支払い③）を支払う旨の約定があった。		
ところで、土木業界では、元請会社が工事を下請に出す場合、「下請負人の資力や資金調達能力に問題があるときに、本来下請負人の負担すべき材料費、機械リース料、工事代金の一部を立て替え、後ほど支払われる請負代金から当該立替金を差し引く」という処理が慣行として行われていたところ、BはCからの要請に基づき、Cが本件工事をを行うために必要な部材の一部（500万円相当）をDから調達するにあたり、その代金500万円をCに代わってDに支払った（その結果、BはCに対して求償権が発生するが、これを「甲債権」とする）。		
他方、本件工事について、Cは、上記とは別に独自に、工事に必要な部材を輸入材木商Eから購入する（売買代金は1200万円。このEのCに対する債権を「乙債権」とする）とともに、工事の大部分（全体の約9割）を、FおよびGに請負させた（いわゆる孫請け）。Fは、Bと同じグループ企業に属するBの関連会社であり、C・F間の請負契約（孫請契約）もBからの勧めによるものである（このC・F間の契約は、本件建築請負工事全体の約4割に相当す		

る部分の工事を完成させることを内容としている。請負代金は700万円。なお、このFのCに対する債権を「丙債権」とする）。他方、Gは、Bとは無関係の独立系の工務店であり、Cの得意先である（このC・G間の契約は、本件建築請負工事全体の約5割に相当する部分の工事を完成させることを内容としている。請負代金は600万円。なお、このGのCに対する債権を「丁債権」とする）。

ところで、本件建築工事が進み、完成近くなった頃、突然、Cに信用不安が発生した。その時点における関係当事者の権利義務関係は次のとおり。(1) B・C間の関係においては、BのCへの支払いが既に2500万円分なされておらず（支払い①および②）、BのCに対する残債務は1500万円となっている。上記のとおりBはDに対して500万円の立替払いをしているが、支払い①および②は全額なされているので、清算は済んでいない（＝甲債権が存続している）。(2) 他方、Eへの債務（乙債権）、Fへの債務（丙債権）、Gへの債務（丁債権）については、Cは、いずれも未払いの状態となっている（弁済期はいずれも到来している）。

CにはBに対する債権（1500万円）以外にめぼしい財産はないので、EおよびGがそこから乙債権および丁債権の回収を考えていたところ、Bは、当該1500万円の債務を受働債権として、(a) 甲債権を自働債権とする相殺の意思表示をするとともに、(b) B・C間の本件建築請負契約の契約書33条に、「Cが、工事の施工に関して、賃金、工事材料代金、工事用機器代金等の支払を遅滞し、またはCに支払停止等の事情が生じて、Bの被用者若しくは第三者に障害が生じまたはそのおれがあるときは、Cはすみやかに自己の費用と責任で解決する。Cがすみやかに適当な措置をとらないうち、または適当な措置をとる見込みがないと認められるときは、Bが立替払をするなど自らこれを解決することができる」旨の規定がある（さらに、相殺予約の規定も盛り込まれている）ことを理由に、Fに丙債権の弁済を行なったうえで、それに伴って発生した求償権を自働債権とする相殺の意思表示をして、合計1200万円については債務が消滅した旨を主張した。

出題者 中央大学法学部教授 遠藤 研一郎

<予選会日程>

日程：5月21日（土）

会場：駿河台校舎リバティータワー1166番教室

開場：12時30分

開会：13時00分

予選審査員：明治大学法学部准教授 亀田浩一郎 先生

注意事項：会場へお越しの際はスーツ着用をお願いします。

※参加資格は問いません。学年問わず、興味を持たれた方は是非会場へお越しください。

法律討論会に関して質問等ありましたら、下記の連絡先までご連絡下さい。

メール

madeinkotar@yahoo.co.jp

法学会和泉会室

03-3325-4024

関東学生法学連盟

http://kanpouren.law.officelive.com/default.aspx

明治大学法学会 関東学生法学連盟部